

板橋区産業活性化推進会議設置要綱

(平成18年6月1日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区産業活性化基本条例(平成17年板橋区条例第9号)第4条に基づき策定する板橋区産業振興構想(以下「構想」という。)について、産業界の自立的な活動を基本として、企業、産業団体及び区等が連携して構想の速やかな実現を図るとともに、社会経済状況等の変化に応じた構想のあり方等について助言を得るため、板橋区産業活性化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 構想の策定に向けた指針の検討及び提案に関すること。
- (2) 構想における施策の具現化に関すること。
- (3) 構想の施策の進捗状況に応じた改善策等に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する13名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業関連団体の代表
- (3) 区民公募委員
- (4) 区職員
- (5) その他区長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会長等及び権限)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進会議の会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討会の設置)

第7条 推進会議は、特定の課題を専門的に調査・検討するために、検討会を設置するこ

とができる。

2 検討会は、各々の検討会につき、会長が任命する委員10名以内をもって構成し、委員の任期は、任命の日から2年間とする。

(庶務)

第8条 推進会議及び検討会の庶務は、産業経済部産業振興課が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。